

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、檀原市長から次のとおり公共測量を終了したについて通知がありました。

平成三十年五月十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 測量の目的 公共測量（数値撮影（デジタル）及び写真地図作成）
- 二 測量の地域 檀原市全域
- 三 測量の終了年月日 平成三十年三月十五日